

S(Z)01-01

県本部各部課長  
殿  
県下各警察署長

宮本地第1480号  
平成6年10月6日  
宮城県警察本部長

交番所長き章の制定について（通達）

警察の第一次的責任者である交番所長の職を明示するため、下記のとおり交番所長のき章を制定し、平成6年10月12日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底されたい。

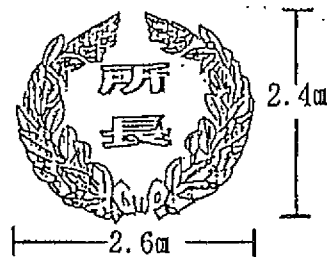
記

1 趣旨

交番所長のき章を装着させることにより、交番所長としての士気を高め、責任を自覚させるとともに、地域住民からも地域の責任者として交番所長の識別を容易にさせ、地域警察活動を効果的に推進しようとするものである。

2 き章の形状

き章の形状は、次のとおりとし、金属性（中央部の「所長」の文字は金色、周囲の「はぎ」模様は銀色）の横長楕円形とする。



3 着装者

警部補の階級にある交番所長

4 着装要領

制服上衣左胸の階級章の中央上位に、き章下部中心が位置するように着装する（階級章との間隔は5ミリメートル）。